

改正後	改正前
第 1 章 総合取引約款 第 1 節 総合取引 第 2 条 (総合取引の利用) (1)お客さまは、この約款にもとづいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。 ①～④現行どおり ⑤第 6 章に定める非課税上場株式等、非課税累積投資、<u>特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座取引</u> 第 5 章 特定管理口座約款 第 3 条 (特定管理口座における保管の委託等) 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式または公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。 ただし、第 6 章（非課税上場株式等管理、非課税累積投資、<u>特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理</u>に関する約款）または第 7 章（未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款）に定める非課税口座から特定口座に移管された上場株式等が次のいずれかに該当する場合は、特定管理口座への移管対象になりません。 第 6 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資、<u>特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理</u>に関する約款 第 1 条 (約款の趣旨) (1) この約款は、お客さまが租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座にかかる非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当社に開設された非課税口座および<u>特定課税未成年者口座</u>について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号、<u>第 6 号および第 10 号</u>に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等) (1) お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 <u>16 項</u>および第 <u>25 項</u>にもとづき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を	第 1 章 総合取引約款 第 1 節 総合取引 第 2 条 (総合取引の利用) (1)お客さまは、この約款にもとづいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。 ①～④省略 ⑤第 6 章に定める非課税上場株式等、非課税累積投資<u>および特定非課税累積投資取引</u> 第 5 章 特定管理口座約款 第 3 条 (特定管理口座における保管の委託等) 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式または公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。 ただし、第 6 章（非課税上場株式等管理、非課税累積投資<u>および特定非課税累積投資に関する約款</u>）または第 7 章（未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款）に定める非課税口座から特定口座に移管された上場株式等が次のいずれかに該当する場合は、特定管理口座への移管対象になりません。 第 6 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資 <u>および特定非課税累積投資に関する約款</u> 第 1 条 (約款の趣旨) (1) この約款は、お客さまが租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座にかかる非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当社に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号<u>および第 6 号</u>に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等) (1) お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 <u>10 項</u>および第 <u>19 項</u>にもとづき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を

改正後	改正前
開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものまたは電磁的方法による廃止通知書等記載事項）を提出または提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第25項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第44項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出または提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出または提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合または非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。 (2) 現行どおり (3) お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第22項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。 (4) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第12号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。 (5) お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定（<u>特定累積投資勘定のうち、お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年の各年において設けられる勘定（以下「未成年者特定累積投資勘定」といいます。）を除きます。以下この項および次項において同じ。</u>）または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第19項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。	開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものまたは電磁的方法による廃止通知書等記載事項）を提出または提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項にもとづき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出または提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出または提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合または非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。 (2) 省略 (3) お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。 (4) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。 (5) お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

改正後	改正前
い。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 (6)当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 11 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付または電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。 第 3 条の 3（特定累積投資勘定の設定） (1)非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約にもとづき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は 2024 年（未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027 年）以後の各年（以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 (2)現行どおり <u>(3)未成年者特定累積投資勘定を当社に設けている場合、お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当社以外の証券会社または金融機関に未成年者特定累積投資勘定を設けることはできません。</u> 第 3 条の 4（特定非課税管理勘定の設定） 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約にもとづき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第 3 条の 3 の特定累積投資勘定（<u>未成年者特定累積投資勘定を除きます。</u>）と同時に設けられます。 第 5 条の 2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1)現行どおり ①現行どおり ②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する上場株式等 (2)現行どおり <u>(3)累積投資勘定において、お客さまが累積投資契約にもとづいて取得する上場株式等が公募株式投資信託である場合のお取引については、当社は、販売および解約にかかる手数料、ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料（非課税口座における有価証券の購入資金を金融機関口座から証券口座へ振り込む際の振込手数料を除きます。）</u>はいただきません。累積投資勘定における上場株式投資信託の取引については、買付および売却にかかる手数料の受益権の対価に対する割合の上限は 1.25%以下、最低取引単位（1 口または共有持分の割合である場合は 1 単位）は 10,000 円以下とし、取引口座の管理、維持にかかる口座管理料はいただきません。 第 5 条の 3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1)当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約にもとづいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）にかかる委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）にお	(6)当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付または電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。 第 3 条の 3（特定累積投資勘定の設定） (1)非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約にもとづき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は 2024 年以後の各年（以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 (2)省略 <u>(3)新設</u> 第 3 条の 4（特定非課税管理勘定の設定） 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約にもとづき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第 3 条の 3 の特定累積投資勘定と同時に設けられます。 第 5 条の 2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1)省略 ①省略 ②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する上場株式等 (2)省略 (3)累積投資勘定における公募株式投資信託の取引については、販売および解約にかかる手数料、ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただきません。累積投資勘定における上場株式投資信託の取引については、買付および売却にかかる手数料の受益権の対価に対する割合の上限は 1.25%以下、最低取引単位（1 口または共有持分の割合である場合は 1 単位）は 10,000 円以下とし、取引口座の管理、維持にかかる口座管理料はいただきません。 第 5 条の 3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約にもとづいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）にかかる委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）にお

改正後	改正前
いて租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。) のみを受け入れます。 ①第 3 条の 3(2)にもとづき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間 <u>(この項および第 20 条において「受入期間」といいます。)</u>に受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。) の合計額が 120 万円 <u>(当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60 万円)</u> を超えないもの (次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じそれぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。) イ <u>未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定</u> <u>当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額 (特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。)</u> の合計額が 1,800 万円を超える場合 ロ <u>未成年者特定累積投資勘定</u> <u>当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額および当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等の合計額が 600 万円を超える場合</u> ②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する上場株式等 <u>(2)特定累積投資勘定において、お客さまが累積投資契約にもとづいて取得する上場株式等が公募株式投資信託である場合のお取引については、当社は、販売および解約にかかる手数料、ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料 (非課税口座における有価証券の購入資金を金融機関口座から証券口座へ振り込む際の振込手数料を除きます。)</u> はいただきません。	て租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。) のみを受け入れます。 ①第 3 条の 3(2)にもとづき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。) の合計額が 120 万円を超えないもの <u>(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額 (特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。)</u> の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除きます。) 新設 新設 ②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する上場株式等 新設
第 5 条の 4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) (1) 現行どおり ①特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託 (当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。) により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集 (金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。) により取得をした上場株式等または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 28 項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。) の合計額が 240 万円を超えないもの (当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。) イ～ロ 現行どおり	第 5 条の 4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) (1) 省略 ①特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託 (当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。) により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集 (金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。) により取得をした上場株式等または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。) の合計額が 240 万円を超えないもの (当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。) イ～ロ 省略

改正後	改正前
②租税特別措置法施行令第25条の13第30項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 第7条（未成年者特定累積投資勘定の管理） (1)未成年者特定累積投資勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取り扱いとなります。 ①当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等にかかる有価証券のお客さまへの返還（次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める移管または返還を除きます。）を行わないこと イ お客さまがその年の3月31日において12歳である年（以下、「特定基準年」といいます。）の前年以前の各年災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13第31項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該非課税口座および特定課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）および当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定にかかる上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことによる当該非課税口座からの払出しによる移管または返還 ロ お客さまの特定基準年以後の各年 イに定める移管または返還およびお客さまが当社に対し当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等にかかる有価証券のお客さまへの返還を依頼する旨、当該移管または返還の起因となる事由（お客さまの教育費または生活費の支払に充てるためのものに限り。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。）をした場合における当該移管または返還 ②当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡で租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合にかかるものに限り。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価にかかる金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限り。）または贈与をしないこと ③当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等にかかる譲渡所得等にかかる収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等にかかる配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等にかかる同法第9条の8第1項に規定する配当等で、当社が国内における同項に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れまたは預託すること 第8条（非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止） 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座および当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止いたします。 第9条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） (1)租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条①ロおよび②に規定する移管にかかるもの、租税特別措置法施行令第25条の13	②租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 新設 新設 第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） (1)租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条①ロおよび②に規定する移管にかかるもの、租税特別措置法施行令第25条の13

改正後	改正前
第 12 項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 (2)租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 (3)租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、<u>次項に規定するもの</u>、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 <u>(4)未成年者特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出しでお客さまの基準年の前年 12 月 31 日までに生じたもの(振替によるものを含むものとし、特定口座への移管にかかるものを除きます。))</u>があった場合(租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で未成年者特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、未成年者特定累積投資勘	第 12 項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 (2)租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 (3)租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 <u>新設</u>

改正後	改正前
<u>定に受け入れた後直ちに当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</u> (5) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 第 10 条（非課税管理勘定終了時の取り扱い） 第 10 条の 2（累積投資勘定終了時の取り扱い） (1) 現行どおり (2) 現行どおり ① お客さまから累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期間までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 18 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 第 10 条の 3（特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認） <u>(1) 当社は、お客さまが当社に開設する非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下この条において同じ。）を設定している場合において、当社の定める方法により、お客さまの所在地の変更有無を定期的に確認いたします。</u> <u>(2) 前項の場合において、当社の定める一定期間内にお客さまの所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客さまの所在地の確認ができるまでの間、お客さまの非課税口座にかかる特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に掲げる事由による上場株式等の受入れを除きます。）。</u> <u>(3) 前 2 項の場合において、お客さまの非課税口座にかかる特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。</u>	(4) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 第 8 条（非課税管理勘定終了時の取り扱い） 第 8 条の 2（累積投資勘定終了時の取り扱い） (1) 省略 (2) 省略 ① お客さまから累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期間までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 （新設）

改正後	改正前
削除	第 8 条の 3（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） (1) 当社は、お客さまから提出を受けた第 2 条(1)の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所 ② 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所 (2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（(1)ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座にかかる累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。
削除	第 8 条の 4（特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） (1) 当社は、お客さまから提出を受けた第 2 条(1)の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

改正後	改正前
第 10 条の 4（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取り扱い） <u>(1)お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出（「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」または電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提出または提供をした場合を含みます。）をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または当該非課税口座に設定した勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 18 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合または当該勘定が同条第 28 項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客さまに限りします。）。</u> <u>(2)お客さまが当社に対して「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものまたは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提出または提供をし、当社に開設していた非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）および特定非課税管理勘定の設定をした後に、当該勘定が重複していることが判明し、当該勘定が同条第 28 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その勘定の設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座または一般口座への移管を行うことといたします。</u> 第 10 条の 5（非課税口座の開設について） (1)当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に、<u>お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳以上の場合には特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を、お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳未満の場合には未成年者特定累積投資勘定</u>を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等にかかる注文等を受け付けないことといたします。	<u>②当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所</u> <u>(2)前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第 1 項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座にかかる特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</u> 第 8 条の 5（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取り扱い） お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合または当該勘定が同条第 22 項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客さまに限りします。）。 新設 第 8 条の 6（非課税口座の開設について） (1)当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等にかかる注文等を受け付けないことといたします。

改正後	改正前
(2)当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知の提出または提供を受けた場合、当社は、当該廃止通知の提出または提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等にかかる注文等を受け付けないことといたします。 第 10 条 の 6（特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて） <u>第 11 条（特定課税未成年者口座の設定）</u> お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年または出生した年において、特定課税未成年者口座（お客さまが当社または当社と租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 36 項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している預金口座、貯金口座もしくはお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、この約款にもとづく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限りま す。以下同じ。）は、非課税口座と同時に設けられます。 <u>第 12 条（課税管理勘定における処理）</u> お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年または出生した年において、金銭その他の資産の預入れまたは預託は、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（この約款にもとづき預入れまたは預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れまたは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。 <u>第 13 条（課税管理勘定の金銭等の管理）</u> 特定課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、当該金銭その他の資産の当該特定課税未成年者口座からの払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。）をすることはできません。 ①お客さまの特定基準年の前年以前の各年 非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該上場株式等につき災害等による払出し（非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいいます。以下同じ。）がされる場合の当該金銭その他の資産の払出し ②お客さまの特定基準年以後の各年 ①に定める払出しおよびお客さまが当社に対し当該上場株式等の当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由（お客さまの教育費または生活費の支払に充てるためのものに限りま す。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。）をした場合における当該払出し <u>第 14 条（非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止）</u> 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座および当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止いたします。 <u>第 15 条（契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取り扱い）</u> お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までに契約不履行等事由（第 7 条もしくは第 13 条に掲げる要件に該当しない事由が生じたことまたは非課税口座もしくは特定課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるものおよび出国	(2)当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知の提出または提供を受けた場合、当社は、当該廃止通知の提出または提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等にかかる注文等を受け付けないことといたします。 第 8 条 の 7（特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて） <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u>

改正後	改正前
による非課税口座の廃止を除きます。)をしたことをいいます。 以下、この条において同じ。)が生じた場合には、過去に非課税 で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等につい て、非課税の取り扱いがなかったものとみなし、次に定めると ころにより、課税関係が生ずるものとします。 ①当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生 じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式 等の配当等については、租税特別措置法第9条の8第1項 第3号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約 不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株 式等の配当等の支払があったものとみなして課税いたしま す。 ②当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生 じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等 の譲渡益については、租税特別措置法第37条の14第1項 および第2項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約 不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等 の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従っ て行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税い たします。 ③当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生 じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等の他の保管 口座への移管またはお客さまへの返還がされた非課税口座 内上場株式等については、当該移管または返還があった時 における含み益について課税いたします。 ④当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座にか かる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または保管の 委託がされている非課税口座内上場株式等については、当 該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止 に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益につ いて課税いたします。	
第16条（非課税口座および特定課税未成年者口座における入 出金等の処理） (1)お客さまが18歳を迎えるまでの間に、非課税口座における 取引にかかる入金および特定課税未成年者口座へ入金を行う 場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、 入金は次に定める方法によることといたします。 ①お客さま名義の預貯金口座からの入金 ②お客さま名義の当社証券口座からの入金 (2) お客さまの基準年の前年12月31日までに、お客さまが非 課税口座または特定課税未成年者口座から出金または証券の 移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合 には、次に定める取り扱いとなります。 ①お客さま名義の預貯金口座への出金 ②お客さま名義の証券口座への移管 (3)前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さ ままたはお客さまの法定代理人に限ることとします。 (4)お客さまの法定代理人が第2項各号の出金等（租税特別措 置法第37条の14第5項第6号ホ(1)(ii)に規定する他の保管 口座への有価証券の移管もしくは返還または同項第10号ロ(2) に規定する払出し（災害等による返還等を除きます。）に限り ます。）を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客さま の同意がある旨を確認することとします。 (5)やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できな い場合には、当社は当該出金等にかかる金銭または証券がお客 さま本人のために用いられることを確認することとします。 (6)お客さま本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合に は、お客さまの法定代理人の同意（同意書の提出を含みます。） が必要となります。	新設

改正後	改正前
第 17 条（代理人による取引の届出） <u>(1)お客さまの代理人が、非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。</u> <u>(2)お客さまが前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。</u> <u>(3)お客さまの法定代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが成年に達した後も当該法定代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</u> <u>(4)お客さまの法定代理人以外の者が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 項の届出の際に、当該代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客さまの二親等内の者に限ることとします。</u> <u>(5)お客さまの法定代理人以外の代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客さまが成年に達した後も当該代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</u>	新設
第 18 条（法定代理人の変更） <u>お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。</u>	新設
第 19 条（12 歳を迎えた場合の取引残高の通知） <u>お客さまがその年の 1 月 1 日において 12 歳の年を迎えた場合には、当社は非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。</u>	新設
第 20 条（お客さまが成年を迎えた場合の通知） <u>お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳の年を迎えた場合には、当社は、同年 1 月 1 日付でお客さまの開設している非課税口座が 18 歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時点の非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高ならびに次に掲げる事項をお客さま本人に通知いたします。</u> <u>①同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額の上限が、60 万円から 120 万円に変更されること。</u> <u>②同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること。</u> <u>③非課税保有限度額の上限が、600 万円から 1,800 万円（うち特定非課税管理勘定にかかる上限は 1,200 万円）に変更されること。</u>	新設
第 21 条（非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法）	第 9 条（非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法）
第 22 条（非課税口座取引である旨の明示）	第 10 条（非課税口座取引である旨の明示）
第 23 条（契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ②租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号へに規定する非課税口座等廃止事由または同項第 10 号へに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措	第 11 条（契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 新設

改正後	改正前
<u>置法第 37 条の 14 第 33 項第 1 号の規定によりお客さまが「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日</u> ③租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第 3 号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日) ④租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ⑤お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 (「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除きます。) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第 2 号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日) ⑥現行どおり	②租税特別措置法第 37 条の 14 第 23 項第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 25 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日) ③租税特別措置法第 37 条の 14 第 23 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 (「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除きます。) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日) ⑤省略
第 7 章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款	第 7 章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款
第27条 (非課税口座のみなし開設) (1)2024 年から 2027 年までの各年 (その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年に限ります。) の 1 月 1 日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合 (出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。) には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 現行どおり	第27条 (非課税口座のみなし開設) (1)2024 年以後の各年 (その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年に限ります。) の 1 月 1 日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合 (出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。) には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 省略
第 11 章 累積投資取引約款	第 11 章 累積投資取引約款
第6条 (果実等の再投資) (1) 現行どおり (2) 第 6 章 (非課税上場株式等管理、非課税累積投資、<u>特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理</u>に関する約款) および第 7 章 (未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款) に定める非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けている累積投資にかかる投資信託の収益分配金による再投資は、非課税の適用の特例を受けた買付を行わないものとします。	第6条 (果実等の再投資) (1) 省略 (2) 第 6 章 (非課税上場株式等管理、非課税累積投資<u>および特定非課税累積投資</u>に関する約款) および第 7 章 (未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款) に定める非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けている累積投資にかかる投資信託の収益分配金による再投資は、非課税の適用の特例を受けた買付を行わないものとします。

改正後	改正前
第 12 章 積立投資信託取扱約款 第10条（非課税口座にかかる非課税の特例の適用） (1)お客さまは、事前に当社所定の申込書により指定銘柄別に第 6 章（非課税上場株式等管理、非課税累積投資、<u>特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理</u>に関する約款）および第 7 章（未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款）に定める非課税口座にかかる非課税の特例の適用を申込み、当社が承諾した場合に、本サービスを利用する指定銘柄の買付について、非課税の特例の適用を受けることができます。 改定日 2026 年 10 月 1 日 (第 1 章、第 5 章、第 6 章、第 7 章、第 11 章、第 12 章)	第 12 章 積立投資信託取扱約款 第10条（非課税口座にかかる非課税の特例の適用） (1)お客さまは、事前に当社所定の申込書により指定銘柄別に第 6 章（非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款）および第 7 章（未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款）に定める非課税口座にかかる非課税の特例の適用を申込み、当社が承諾した場合に、本サービスを利用する指定銘柄の買付について、非課税の特例の適用を受けることができます。
第 15 章 マルチチャネルサービス約款 第17条（金銭の受渡方法） (1)現行どおり (2)金銭の受入れおよび引出しは、金融機関の振込みにより行うものとします。 削除 全条文削除 全条文削除 改定日 2026 年 9 月 7 日 (第 15 章、東洋カードご利用規定)	第 15 章 マルチチャネルサービス約款 第17条（金銭の受渡方法） (1)省略 (2)金銭の受入れおよび引出しは、金融機関の振込み<u>または ATM カードの利用</u>により行うものとします。 東洋カードご利用規定 第 1 条～第 10 条 <u>【偽造カードおよび盗難カードによる不正な引出しが行われた場合に関する取扱規定】第 1 条～第 6 条</u>